



那珂川市 男女共同参画プラン

ダイジェスト版

—人権を尊重しあう共同参画のまち なかがわ—
2023年度～2032年度



市長挨拶

那珂川市男女共同参画プランの策定にあたって

誰もが喜びも責任も分かち合う男女共同参画社会を実現するためには、政治、経済をはじめ、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性が参画することは重要であると言われております。世界経済フォーラムが発表した2022年のジェンダー・ギャップ指数では、我が国は、146ヶ国中116位と極めて低い水準にあり、まだまだ男女共同参画社会の実現へ取り組むべき課題は数多く残されております。



また、本市においても、令和3年7月に実施した「男女共同参画社会づくりに向けての市民意識アンケート調査」の結果では、「男は仕事、女は家庭」という考え方について「反対する」と回答した人が8割となっているものの、「社会生活における男女の平等意識」においては、<社会通念・慣習・しきたり><社会全体>で男性が優遇されていると回答した人が7割と高く、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

「那珂川市男女共同参画プラン」では、ジェンダー平等社会の実現に向けた10年間の基本的な方向性や具体的な取り組みなどを定めており、ジェンダー平等の推進を確かなものとするための計画として策定しました。

誰もが自分らしく、その個性や能力を発揮し、活躍できるジェンダー平等社会の実現に向けて、今後とも市民、事業者の皆さまのなご一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、熱心にご審議、ご提言をいただきました那珂川市男女共同参画審議会委員の皆さま、市民説明会および、市民意識アンケート調査で貴重なご意見をお寄せいただいた皆さま、ご協力をいただきました全ての方々に心から感謝申し上げます。

2023年3月

那珂川市長 武末 茂喜

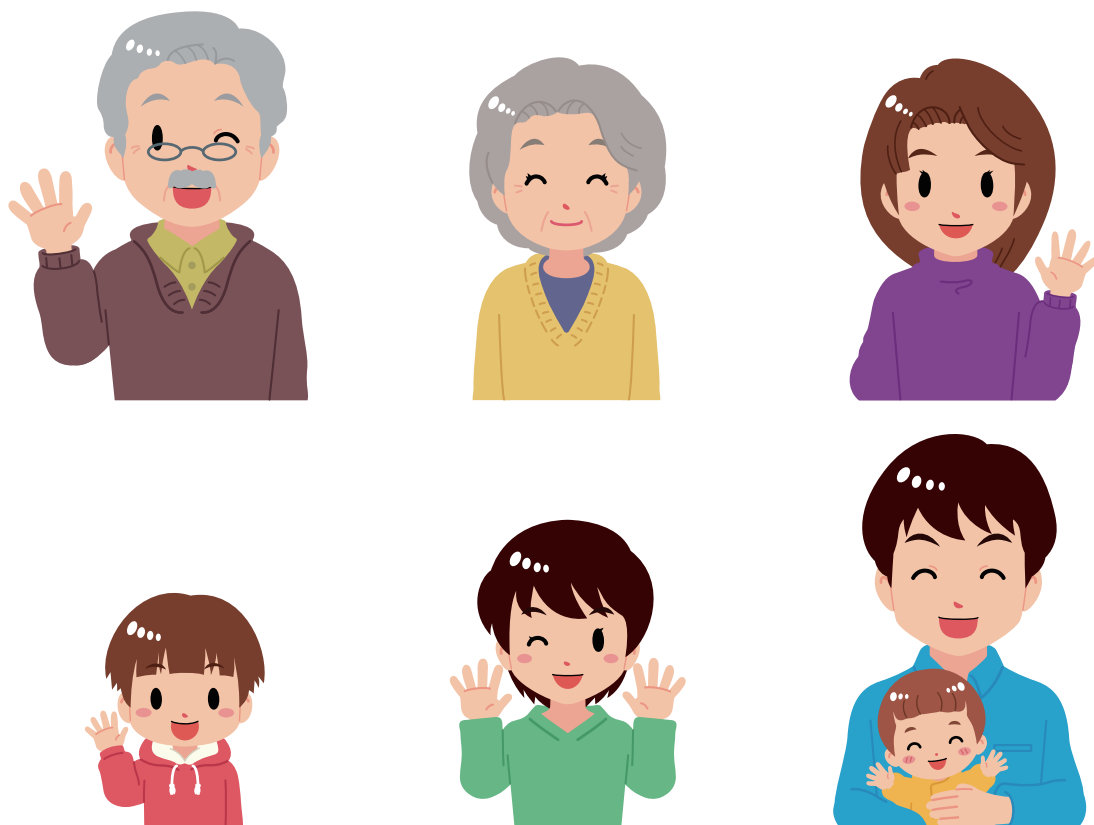
第1章 策定にあたって

策定の趣旨

我が国において、1999年に「男女共同参画社会基本法（以下、「基本法」）」が施行され、その中で、男女共同参画社会は、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義され、男女共同参画社会を実現するための基本理念と国、地方公共団体、国民の責務が明らかにされました。

近年においては、多様な課題に対する新たな取り組みが求められており、「女性の職業生活における男女共同参画の推進に関する法律（以下、「女性活躍推進法」）」等、男女共同参画を推進するための法整備が進められています。

那珂川市では、2013年に策定した「第2次那珂川町男女共同参画プラン」に引き続き、基本理念である「人権を尊重しあう共同参画のまちなかがわ」の実現に向け、2023年から10年間の計画となる「那珂川市男女共同参画プラン」を策定し、あらゆる施策をジェンダー平等の視点で推進していきます。



計画の位置づけ

- (1) 本計画は、「基本法」や「男女共同参画基本計画」および「福岡県男女共同参画計画」の趣旨を踏まえ、那珂川市の男女共同参画社会の形成を促進するための総合的な施策推進の指針となるものです。
- (2) 上位計画である「那珂川市総合計画」では、施策大綱2「誰もが学び、育むまちづくり」を掲げ、基本施策を「多様な市民の人権を尊重した社会をつくる」とし、施策の概要の「(4)男女共同参画意識・ダイバーシティ（多様性）の推進」の中で、男女共同参画を推進するための施策を定めています。
- (3) 国や県、国際的・社会的動向を踏まえながら、本市が行うべき施策について「那珂川市男女共同参画推進条例」の8つの基本理念に基づき、総合的、計画的に体系化、具体化し、推進するための計画として位置づけています。
- (4) 本計画は、「DV防止法」および「女性活躍推進法」に基づく市町村推進計画としても位置づけています。

計画の期間

本計画は、2023年度から2032年度までの10年間を計画の期間とします。計画の中間年には、社会情勢の変化や様々な関連法の改正・施行に対応するため、点検と見直しを行い、後期基本計画を策定する予定です。

今後は、本計画の推進状況について毎年把握・点検し、公表するものとします。



第2章 総論

1. 基本理念

人権を尊重しあう

共同参画のまち なかがわ

この基本理念は、「那珂川市男女共同参画推進条例」の前文をもとに、那珂川市の目指すべき姿を表現したものです。

これまで、啓発を目的とした講演会や講座に加え、市民の皆さまと協働で様々な取り組みを行い、施策の浸透を図ってまいりましたが、基本理念へは到達できていません。

そのため、那珂川市男女共同参画プランを策定し、市と市民および事業者の三者が一体となり、那珂川市の男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを積極的に進めていきます。



2. 施策の大綱と基本施策

基本理念を目指し、次の6つの施策大綱と13の基本施策を設定します。

大綱① 教育・啓発

ジェンダー平等の達成に向けた意識づくり

- ・多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する
- ・ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る

大綱② 人 権

すべての人が人間らしく生きることができる社会づくり

- ・性別によるあらゆる暴力を根絶する
- ・ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する

大綱③ 労 働

いきいきと働くことができる環境づくり

- ・働く場におけるジェンダー平等を推進する
- ・仕事と家庭の両立を推進する

大綱④ 福祉・健康

自立し、安心して暮らせる環境づくり

- ・家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する
- ・生涯を通じた心身の健康づくりを支援する

大綱⑤ 地域参画

ジェンダー平等を実現する地域づくり

- ・地域活動におけるすべての人の参画を推進する
- ・地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する
- ・ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する

大綱⑥ 推進体制

男女共同参画社会の実現を推進するための体制づくり

- ・審議会・委員会等への女性登用を推進する
- ・推進体制の整備・強化を図る

第2章 総論

施策の体系

基本理念 人権を尊重しあう共同参画のまち

施策大綱	基本施策	施策の概要	
1 教育・啓発 ジェンダー平等の達成に向けた意識づくり	多様な生き方を学ぶ 保育・教育を推進する	幼稚園・保育所等におけるジェンダー平等教育・保育の推進	
		学校におけるジェンダー平等教育の推進	
		学校に関わる人々への研修の充実	
	ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る	幼稚園・保育所等に関わる人々への研修の充実	
		SDGsへの理解・促進	
		女性の活躍を支える学習機会の充実	
2 人権 すべての人が人間らしく生きることができる社会づくり	性別によるあらゆる暴力を根絶する	DVに関する啓発の推進	
		DVに関する相談体制の充実と支援	
	ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する	ひとり親家庭等への支援	
		高齢者・障がい者への支援	
		経済的困難を抱える人への支援	
		外国人への支援	
		性的少数者への支援	
		その他生きづらさを抱えた人々への支援	
		働く場におけるジェンダー平等を推進する	働きやすい労働環境の整備
			ハラスメントの防止
仕事と家庭の両立を推進する	農林業・商工自営業における男女共同参画の推進		
	仕事と家事・育児・介護の両立支援の充実		
	ワークライフバランスの充実		

なかがわ

施策大綱	基本施策	施策の概要
<h2>4</h2> <h3>福祉・健康</h3> <p>自立し、安心して暮らせる環境づくり</p>	家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 子育てを地域で支える活動とサービスの充実 介護を地域で支える活動とサービスの充実
	生涯を通じた心身の健康づくりを支援する	<ul style="list-style-type: none"> ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援 多様性を尊重したスポーツ活動の推進
	地域活動におけるすべての人の参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 地域活動における施策・方針決定への女性参画の推進 誰もがリーダーになれる環境の整備
<h2>5</h2> <h3>地域参画</h3> <p>ジェンダー平等を実現する地域づくり</p>	地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 地域防災活動への女性参画の促進 女性や高齢者、障がい者、性的少数者等に配慮した避難環境の整備
	ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する	<ul style="list-style-type: none"> 市民と行政の協働による事業の推進とその情報の発信
	審議会・委員会等への女性登用を推進する	<ul style="list-style-type: none"> 女性の人材に関する情報の収集と提供 政策・方針決定過程への女性参画の推進
<h2>6</h2> <h3>推進体制</h3> <p>男女共同参画社会の実現を推進するための体制づくり</p>	推進体制の整備・強化を図る	<ul style="list-style-type: none"> 庁内の推進体制の充実 プランに関する進捗の点検・評価



第3章 各論



施策大綱① 教育・啓発

ジェンダー平等
の達成に向けた
意識づくり

(1) 多様な生き方を学ぶ保育・教育を推進する

- ① 幼稚園・保育所等におけるジェンダー平等教育・保育の推進
 1. ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進（※担当課：中央保育所）
 2. ジェンダーにとらわれない就学前教育の推進（※担当課：岩戸幼稚園）
- ② 学校におけるジェンダー平等教育の推進
 3. 児童・生徒の成長段階に応じた性教育の充実
 4. 教育相談体制の充実
 5. 学校教育におけるジェンダー平等の推進
- ③ 学校に関わる人々への研修の充実
 6. 小中学校の教職員等を対象とした研修の充実
 7. 小中学校に通う児童・生徒の保護者への啓発の推進
- ④ 幼稚園・保育所等に関わる人々への研修の充実
 8. 幼稚園・保育所等の職員を対象とした研修の充実
 9. 幼稚園・保育所等に通う就学前児の保護者への啓発の推進

(2) ジェンダー平等に対する理解を促進し、意識の改革を図る

- ① SDGs への理解・促進
 10. SDGs に関する啓発・情報の提供
 11. SDGs に関する学習機会の提供
- ② 女性の活躍を支える学習機会の充実
 12. 市民を対象としたエンパワメントに関する学習機会の提供
 13. 市民を対象としたエンパワメントに関する学習機会の提供と情報提供



施策大綱② 人権

すべての人が
人間らしく生きる
ことのできる
社会づくり

(1) 性別によるあらゆる暴力を根絶する

- ① DV に関する啓発の推進
 14. DVに関する市民への正しい理解の普及・促進
 15. 若年層に対する啓発の推進
 16. DV相談窓口の周知
- ② DVに関する相談体制の充実と支援
 17. DV等相談窓口の整備・充実
 18. 庁内関係課との連携強化
 19. 関係機関との連携強化

(2) ジェンダー平等の視点に立ち、生きづらさを抱えた人を支援する

- ① ひとり親家庭等への支援
 20. ひとり親家庭の生活の自立に対する支援
- ② 高齢者・障がい者への支援
 21. 高齢者の生活の自立に対する支援の充実
 22. 高齢者の権利擁護に対する支援
 23. 障がいのある人の権利擁護に対する支援
 24. 障がいのある人の生活の自立に対する支援の充実
- ③ 経済的困難を抱える人への支援
 25. 生活に困窮する人の生活を支え、自立に向けた支援の充実
- ④ 外国人への支援
 26. 外国人の生活の自立に対する支援
- ⑤ 性的少数者への支援
 27. 性的少数者の正しい理解を深めるための啓発の推進
- ⑥ その他生きづらさを抱えた人々への支援
 28. 子どもの権利擁護に対する支援
 29. 相談体制の充実



施策大綱③ 労働

いきいきと
働くことができる
環境づくり

(1) 働く場におけるジェンダー平等を推進する

- ① 働きやすい労働環境の整備
 - 30. 女性の就労や起業等に関する支援
 - 31. 事業所に対するジェンダー平等の推進状況の調査実施
 - 32. 事業所に対する雇用におけるジェンダー平等の推進
- ② ハラスメントの防止
 - 33. 市職員を対象とした研修及び相談体制の充実
 - 34. 学校における教職員等を対象とした研修の充実
 - 35. 市民・事業所等におけるハラスメント防止に関する啓発
- ③ 農林業・商工自営業における男女共同参画の推進
 - 36. 農業における家族経営協定の推進
 - 37. 商工自営業者を対象としたジェンダー平等に関する研修機会の充実

(2) 仕事と家庭の両立を推進する

- ① 仕事と家事・育児・介護の両立支援の充実
 - 38. 育児休業や介護休業制度の普及啓発
 - 39. 保育サービスの充実
 - 40. 介護サービスの充実
- ② ワークライフバランスの充実
 - 41. 男性の家事・育児等への参画を促す講座の充実（※担当課：こども応援課）
 - 42. 男性の家事・育児等への参画を促す講座の充実（※担当課：人権政策課）



施策大綱④ 福祉・健康

自立し、安心して
暮らせる環境づくり

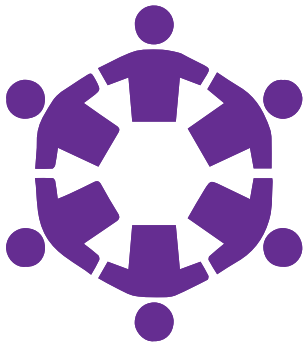
(1) 家庭や地域における子育て・介護のジェンダー平等を推進する

- ① 子育てを地域で支える活動とサービスの充実
 - 43. 地域における子育て支援拠点の充実
 - 44. 妊娠・子育てに関する相談体制の充実
- ② 介護を地域で支える活動とサービスの充実
 - 45. 高齢者を地域で支え合う活動に対する支援の拡充

(2) 生涯を通じた心身の健康づくりを支援する

- ① ライフステージに応じた心身の健康づくりの支援
 - 46. リプロダクティブ・ヘルス/ライツに関する意識啓発
 - 47. 健康づくり事業の充実
- ② 多様性を尊重したスポーツ活動の推進
 - 48. ジェンダー平等の視点に立ったスポーツ団体指導者の育成
 - 49. スポーツ団体等における女性役員等の登用促進
 - 50. 性別にかかわらず誰もが参加しやすいスポーツ事業の充実

第3章 各論



施策大綱⑤ 地域参画

ジェンダー平等を
実現する地域づくり

(1) 地域活動におけるすべての人の参画を推進する

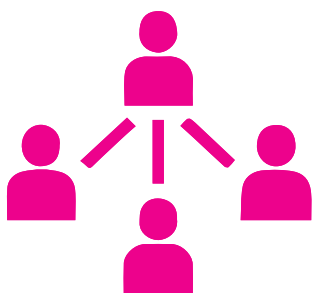
- ① 地域活動における施策・方針決定への女性参画の推進
 - 51. 自治会活動における女性役員の登用の促進
 - 52. 地域における女性の積極的登用に向けての啓発
- ② 誰もがリーダーになれる環境の整備
 - 53. 地域におけるジェンダー平等の普及と啓発

(2) 地域防災活動におけるすべての人の参画を推進する

- ① 地域防災活動への女性参画の促進
 - 54. 防災施策へのジェンダー平等の視点の導入
 - 55. 自主防災組織への女性参画の促進
 - 56. 災害時におけるジェンダー平等の普及・啓発
- ② 女性や高齢者、障がい者、性的少数者等に配慮した避難環境の整備
 - 57. 地域防災計画をはじめとする市の各種計画・マニュアル等の整備

(3) ジェンダー平等の視点でのネットワークづくりを推進する

- ① 市民と行政の協働による事業の推進とその情報の発信
 - 58. ジェンダー平等を推進する団体等への支援



施策大綱⑥ 推進体制

男女共同参画社会の
実現を推進するための
体制づくり

(1) 審議会・委員会等への女性登用を推進する

- ① 女性の人材に関する情報の収集と提供
 - 59. 女性人材リストの充実・活用
- ② 政策・方針決定過程への女性参画の推進
 - 60. 附属機関等における女性登用の促進

(2) 推進体制の整備・強化を図る

- ① 庁内の推進体制の充実
 - 61. 女性職員の登用と職域拡大
 - 62. 職員の育児等の両立支援
 - 63. 職員研修
- ② プランに関する進捗の点検・評価
 - 64. 男女共同参画審議会への報告及び点検・評価

成果指標

成果指標一覧

No.	活動指標・成果指標	施策の体系				事業名	担当課	基準値	目標値
		施策大綱	基本施策	施策の概要	事業番号			R4年度	R9年度
1	男女共同参画講演会・講座のアンケートにおける理解度(%)	1	1	3	6	小中学校の教職員等を対象とした研修の充実	教育指導室	93%	98%
2	女性のエンパワーメントに関する講座等を開催した回数(累計)	1	2	2	13	市民を対象としたエンパワーメントに関する学習機会の提供と情報提供	人権政策課	—	5回(累計)
3	DV等相談窓口カードの設置数(累計)	2	1	1	16	DV相談窓口の周知	人権政策課	—	800箇所(累計)
4	性の多様性に関する講座等を開催した回数(累計)	2	2	5	27	性的少数者の正しい理解を深めるための啓発の推進	人権政策課	—	5回(累計)
5	教職員を対象としたハラスメントに関する研修の回数(回/年)	3	1	2	34	学校における教職員等を対象とした研修の充実	教育総務課	0回	1回
6	男性の家事・育児等への参加を促す講座等を開催した回数(回/年)	3	2	2	41	男性の家事・育児等への画を促す講座の充実	こども応援課	6回	12回
7	認知症カフェの箇所数(箇所)	4	1	2	45	高齢者を地域で支え合う活動に対する支援の拡充	高齢者支援課	3箇所	8箇所
8	ジェンダー平等の視点に立った指導者向け研修会を開催した回数(回/年)	4	2	2	48	ジェンダー平等の視点に立ったスポーツ団体指導者の育成	社会教育課	1回	2回
9	地域で活躍する女性の活動事例を市広報紙等を通じて紹介した回数(累計)	5	1	1	52	地域における女性の積極的登用に向けての啓発	人権政策課	—	5回(累計)
10	防災士養成講座により養成された女性防災士の割合(%)	5	2	1	54	ジェンダー平等を推進する団体等への支援	安全安心課	32%	40%
11	ジェンダー平等を推進する団体との協働した事業の回数(累計)	5	3	1	58	防災施策へのジェンダー平等の視点の導入	人権政策課	—	25回(累計)
12	附属機関等における女性登用率(%)	6	1	2	60	附属機関等における女性登用の促進	人権政策課	35%	40%
13	管理職・監督職における女性職員の割合(%)	6	2	1	61	女性職員の登用と職域拡大	人事秘書課	22%	30%

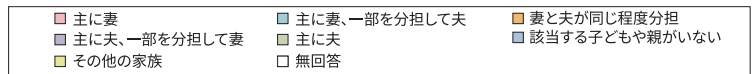
第4章 市民意識調査

意識調査の概要

- 【調査目的】 「那珂川市男女共同参画プラン」の策定に際し、那珂川市民の男女平等に関する意識と実態を統計的に把握し、今後の男女共同参画社会の実現を目指した行政施策の基礎資料とする目的で実施した。
- 【調査地域】 福岡県那珂川市
- 【調査対象】 市内に居住する18歳以上の男女
- 【調査対象者数】 1,500サンプル(有効回収484サンプル、有効回収率32.3%)
- 【抽出方法】 住民基本台帳による無作為抽出法
- 【調査方法】 郵送法
- 【調査時期】 2021年7月
- 【調査主体】 那珂川市市民生活部人権政策課人権同和政策・男女共同参画担当
- 【集計・分析機関】 (株)サーベイリサーチセンター

■ 家庭内における役割分担

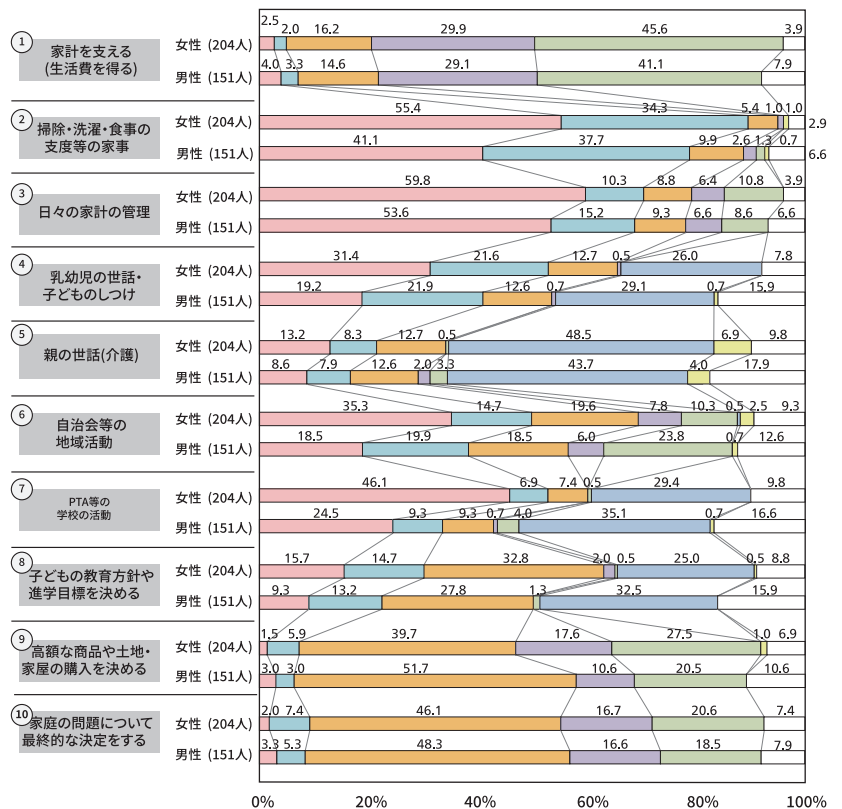
家庭内における役割分担の状況



● 主に妻が分担している比率が高い項目は、〈②掃除・洗濯・食事の支度などの家事〉〈③日々の家計の管理〉などの家事関係となっている。

● 主に夫が分担している比率が高い項目は、〈①家計を支える(生活費を得る)〉などである。

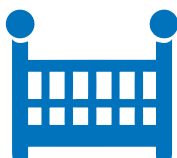
〈⑨高価な商品や土地・家屋の購入を決める〉〈⑩家庭の問題について最終的な決定をする〉は、「妻と夫が同じ程度分担」の割合が4~5割前後と高くなっている。



子

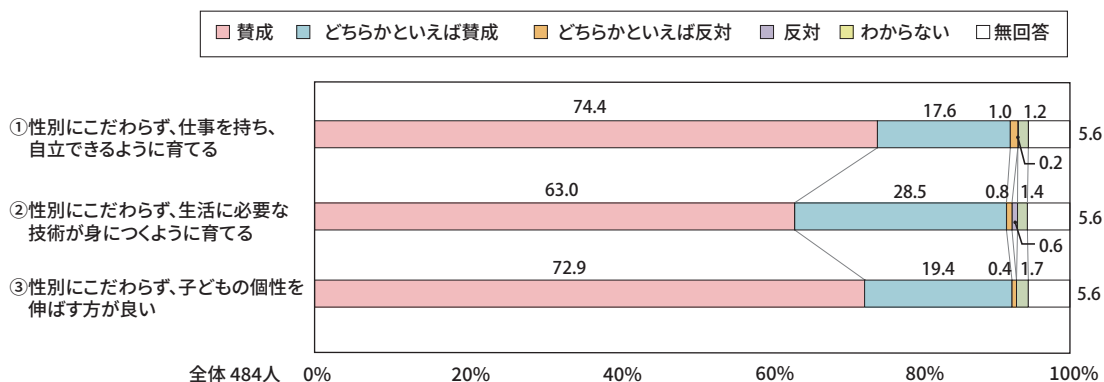
育て・教育

■子どもの教育やしつけについての考え方



- 〈①性別にこだわらず、仕事を持ち、自立できるように育てる〉
 〈②性別にこだわらず、生活に必要な技術が身につくように育てる〉
 〈③性別にこだわらず、子どもの個性を伸ばす方がよい〉のいずれの意見についても、『賛成派』（＝「賛成」＋「どちらかといえば賛成」）が9割を超えている。

子どもの教育やしつけについての考え方



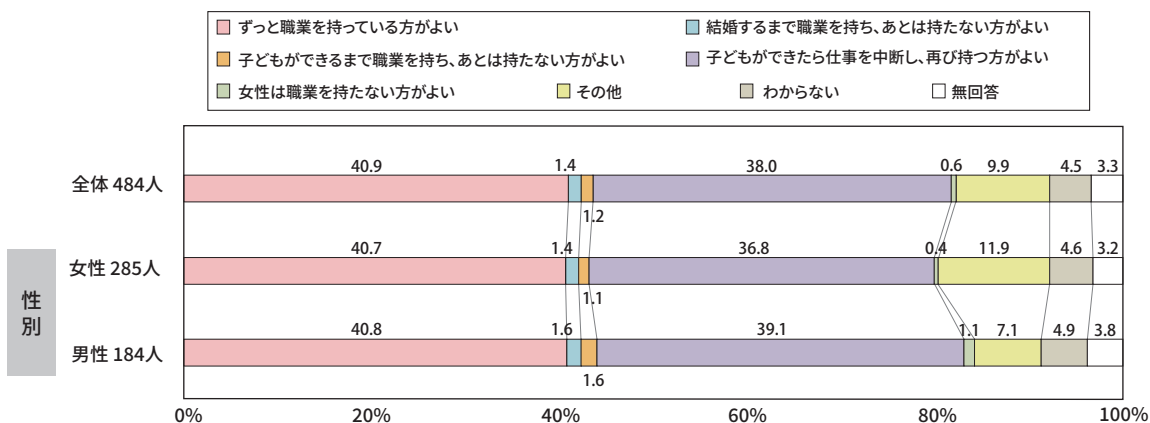
職

業や仕事

■「女性が職業を持つこと」について望ましい形

- 男女ともに「ずっと職業を持っている方がよい」「子どもができたら仕事を中断し、再び持つ方がよい」の割合が高く、ずっと職業を持っている、または再就職をする方が望ましいと考える傾向にある。

「女性が職業を持つこと」について望ましい形





<https://www.city.nakagawa.lg.jp>



那珂川市男女共同参画プラン

～人権を尊重しあう共同参画のまち ながかわ～

ダイジェスト版 (2023年3月)

◇編集・発行 那珂川市 〒811-1292 福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号
◇印刷 株式会社 興亜産業